

福岡県行政書士会くるめ支部
関係法規集



平成29年4月

福岡県行政書士会くるめ支部

目 次

I. 諸規則

福岡県行政書士会くろめ支部規則	1
福岡県行政書士会くろめ支部 役員選任規則	1 1
福岡県行政書士会くろめ支部 総会運営規則	1 7
福岡県行政書士会くろめ支部 代議員選任規則	2 1

II. 諸規程

福岡県行政書士会くろめ支部 表彰規程	2 3
福岡県行政書士会くろめ支部 慶弔規程	2 4

I. 諸 規 則

福岡県行政書士会くるめ支部規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、福岡県行政書士会（以下「本会」という。）会則第66条の規定に基づき、本支部会員の品位を保持し、その業務の改善進歩と親睦を図ると共に、指導及び連絡調整に関する事務を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 本支部は、福岡県行政書士会くるめ支部（以下「本支部」という。）と称する。

(事業)

第3条 本支部は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員の品位保持のための指導及び連絡調整に関すること。
- (2) 業務知識及び能力の向上を図るための研修会の開催に関すること。
- (3) 関係官公署等との連絡調整及び要請に関すること。
- (4) 地域住民へのサービスを図るための無料相談会等の開催に関すること。
- (5) 職域の確保に関すること。
- (6) その他本支部の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第4条 本支部は、本会会則第7条の2に規定する会員であって、以下に定める会員をもって組織する。

- (1) 本会会則施行規則別表（地区及び支部の名称と地域）に定める本支部の区域内に事務所を有する個人会員及び法人会員。
- (2) 前号に定めるもののほか、本会会則第7条の2第2項第2号及び第3号に定める個人会員。

(事務局)

第5条 本支部の事務局を、支部長事務所内に置く。ただし、会員の利便その他支部運営上、他に置くことが好ましいときは、他に置くことができる。

第2章 会員

第1節 移転及び退会

(移転)

第6条 本支部以外から本支部の区域内に事務所を移転した個人会員は移転があったとき、また法人会員にあっては移転の登記があったときに、本支部の会員となる。

(退会)

第7条 個人会員は本会会則第9条により、また法人会員は同会則第9条の2より、本会を退会したときに、本支部を退会する。

2 本支部以外に事務所を移転した個人会員は移転があったとき、また法人会員にあっては移転の登記があったときに、本支部を退会する。

第2節 会員の義務

(品位保持義務)

第8条 本支部会員は、この規則を遵守し、会員相互の徳義を尊重し、会員としての品位を保持しなければならない。

(支部運営費等の納入義務)

第9条 本支部会員は、本会会則施行規則第13条に基づき、本会会費と共に別表1に定める支部運営費を納入しなければならない。

2 前項に定める義務の履行が3期連続で滞った会員については、履行がなされるまでの間、本会会則第78条第2項及び第78条の2第2項を準用する。その場合、条文中の「本会」を「支部」に読み替える。

第3章 役員

(役員)

第10条 本支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 3名以内
- (3) 理事 10名以内
- (4) 監事 2名以内

(役員を選任)

第11条 前条の役員は、個人会員の中から総会において選任する。

2 役員を選任は、次の方法による。

(1) 支部長は選挙による。ただし、立候補者がいない場合は選考により選任する。

(2) 支部長以外の役員は、支部長に選任された者の指名による。

3 役員を選任方法は、前項に定めるもののほか、別に定める役員選任規則による。

(役員任期)

第12条 役員任期は、就任後の第2回目の本支部定時総会の終結の日までとし、再任は妨げない。ただし、役員改選に際し、本会役員が新支部長に選任された場合は、その後最初に行われる本会定時総会終結の日まで、従前の支部長の任期を延長するものとする。

2 役員が任期途中において退任したときは、次の方法による。

(1) 支部長が退任したときは、新支部長が補充されるまでの間、副支部長がその職務を行う。ただし、副支部長が複数人のときは、互選とする。

(2) 支部長以外の役員が退任したときは、支部長が指名し理事会の承認を受け補充することができる。

3 前項において、補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員退任)

第13条 次の場合、役員は任期途中において退任する。

(1) 行政書士法第14条並びに本会会則第78条第1項の処分を受けたとき

(2) 本会会則施行規則第13条の会費が連続3期末納となったとき

(3) 本会会則第9条第1項及び第2項並びに本支部規則第7条第2項の規定に該当したとき

(4) 本支部総会において解任の決議があったとき

(5) 正当な事由により辞任したとき

(支部長及び副支部長)

第14条 支部長は、本支部を代表し、その会務を総理する。

2 副支部長は、支部長を補佐する。支部長に事故があったときは、その職務を代理する。ただし、副支部長が複数人のときは、互選とする。

(理事)

第15条 理事は、会務の執行に参画するとともに、支部長の定めるところにより、本支部の業務を執行する。

2 理事の中から、総務担当1名、会計担当1名、管理担当1名を置く。会計担当は、本支部運営費等の収納・金銭出納及び資産の管理並びに会計事務全般を掌握する。管理担当は、本会会則施行規則第35条に定める会務を掌握する。

(監事)

第16条 監事は、本支部の資産及び会計の状況を監査し、本支部総会において、その結果を報告する。

2 監事は、本支部の他の役員を兼ねることができない。

第4章 総会

(総会の構成)

第17条 総会は、本支部の個人会員をもって構成する。

(総会の種類)

第18条 総会は、定時総会と臨時総会の2種とする。

(総会の招集)

第19条 総会は、支部長が招集する。

2 定時総会は、毎会計年度終了後45日以内に招集する。

3 総会の招集は、会日の10日前までに、会議の日時及び場所並びに議題を記載した書面をもって、会員に通知しなければならない。ただし、緊急を要するときは、その期間を短縮することができる。

4 臨時総会は、支部長が必要と認めた場合及び第20条による請求があった場合に招集する。

(請求に基づく招集)

第20条 支部長は、個人会員の3分の1以上の者から、会議の議題及び招集の理由を記載した書面により、総会の招集の請求があったときは、30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の議決事項)

第21条 総会は、次に掲げる事項を決議する。

(1) 予算の決定及び決算の承認に関すること。

(2) 事業計画の決定及び事業報告の承認に関すること。

(3) 規則の制定及び変更に関すること。

(4) 役員を選任及び解任に関すること。

(5) 選挙管理委員の選任及び解任に関すること。

(6) 本会総会代議員の選任及び解任に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、総会及び理事会において、総会の決議を要するものとして決議した事項に関すること。

(定足数)

第22条 総会は、本支部個人会員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(表決)

第23条 総会の議事は、出席した個人会員の過半数で決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、第21条第3号及び同条第4号の役員の解任、並びに同条第6号の本会総会代議員の解任については、出席した個人会員の3分の2以上の同意をもってこれを決する。
- 3 議長及び特別の利害関係を有する者は、表決に加わることができない。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委任)

第24条 表決権の行使は、他の個人会員に委任することができる。この場合、委任者は、総会の開会に先立って、支部長に委任状を提出しなければならない。

- 2 委任状提出者は総会に出席したものとみなす。
- 3 委任状のうち、受任者氏名の記載あるものは、当該受任者の票に加算して取り扱う。受任者氏名の記載なきものは、棄権票とする。
- 4 受任者欠席の場合の復委任は、これを認めない。

(議長)

第25条 総会の議長は総会で選任する。

(議事録)

第26条 議長は、議事録を作成しなければならない。

- 2 議長及び議事録署名人2名は、議事録に署名押印しなければならない。

(本章に定めなき事項)

第27条 総会の運営方法は、本章に定めるもののほか、別に定める総会運営規則による。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第28条 理事会は、本支部役員（監事を除く）をもって構成する。

(理事会の招集)

第29条 理事会は、支部長が必要と認めるとき、又は構成員の過半数から要求があるときは、支部長が招集する。

- 2 理事会の招集は、会日の7日前までにこれを通知しなければならない。ただし、緊急を要するときは、その期間を短縮することができる。
- 3 前項の通知は、招集の目的、会議の日時及び場所を明示しなければならない。

(理事会の議決事項)

第30条 理事会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 事業の計画及び執行に関すること。
- (2) 総会に付議する議案に関すること。

- (3) 規程の制定及び改廃に関する事。
- (4) 本会役員推薦及び本会総会代議員の選定に関する事。
- (5) 地区協議会に関する事。
- (6) その他支部長から付託された事項に関する事。

(定足数)

第31条 理事会は、構成員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(表決)

第32条 理事会の議事は、出席した構成員の過半数で決する。

2 前項の規定にかかわらず、第30条第2号及び3号に掲げる事項の決議は、出席した構成員の3分の2以上の同意をもってこれを決する。

3 第23条第3項の規定は、理事会の表決に準用する。

(議長)

第33条 理事会の議長は支部長とする。

(議事録)

第34条 議長は、議事録を作成しなければならない。

第6章 委員会

(選挙管理委員会)

第35条 本支部は、第11条に定める選挙を行うため、選挙管理委員会を常置する。

(特別委員会)

第36条 本支部は、必要がある場合には、理事会の決議するところにより、特定の事務を行うため特別委員会を設置することができる。

第7章 資産及び会計

(会計年度)

第37条 本支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

(経費)

第38条 本支部の経費は、次に掲げるものをもってあてる。

- (1) 別表1に定める支部運営費
- (2) 支部交付金

(3) 寄付金及びその他の収入

(予算)

第39条 支部長は、毎会計年度の予算案を作成し、定時総会の決議を経なければならない。

- 2 支部長は、予算が成立しない期間においては、通常の業務を執行するために必要な経費に限り支出することができる。

(決算報告書)

第40条 支部長は、毎会計年度終了後、本支部の収入及び支出の決算報告書及び財産目録を作成し、監事に提出しなければならない。

- 2 監事は、前項の決算報告書等を監査し、その結果についての意見をこれに付記しなければならない。

- 3 支部長は、定時総会に前項の決算報告書等を提出しなければならない。

(資産の管理)

第41条 本支部の資産は、支部長が管理を総括する。

(財産の請求制限)

第42条 本支部会員は、退会した場合において、本支部の財産上の請求をすることができない。ただし、過納な支部運営費があるときは、本会会則第16条第5項の規定に準じて、速やかにその分の返還を受けることができる。

第8章 本支部運営等

(本支部運営)

第43条 支部長は、本支部の能率的且つ円滑な運営を図るため、会員への業務連絡体制を定めるものとする。

- 2 支部長は、第3条に定める事業を行うため、副支部長及び理事の分担業務を定め、業務部会を設置することができる。

(会員に対する指導及び調査)

第44条 支部長は、本支部の適正な運営を図るため必要があるときは、本支部会員から報告を求め、又は必要な指導若しくは勧告をすることができる。

- 2 支部長は、必要があると認めるときは、理事会の決議により会員の業務を調査することができる。

第9章 表彰及び慶弔等

(表彰)

第45条 支部長は、本支部会員が本会表彰規程第3条に該当すると認められる場合には、速やかに本会会長に上申するものとする。本支部の取り扱いは、本支部表彰規程による。

(慶弔)

第46条 支部長は、本支部会員が本会慶弔規程第2条に該当すると認められる場合には、速やかに本会会長に報告するものとする。本支部の取り扱いは、本支部慶弔規程による。

第10章 報酬及び旅費等

(報酬の額)

第47条 役員には、毎年度末までに役員報酬を支給する。

2 役員報酬の額は、別表2に定める。

(旅費及び日当)

第48条 支部長は、必要と認める場合は、旅費及び日当を支給することができる。

第11章 文書の保存

(文書の保存期間)

第49条 文書の保存期間は、総会議事録を永久とし、それ以外は5年とする。

第12章 補則

(顧問及び相談役)

第50条 本支部に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会に諮って支部長が委嘱する。

3 支部長は、顧問及び相談役に本支部の事業執行について、助言及び意見を求めることができる。

4 顧問及び相談役である期間は、第12条第1項の役員の期間に準じるものとする。
(解散)

第51条 本会会則並びに会則施行規則の改正に伴い、本支部廃止の事由が生じたときは、
本支部を解散する。

(本規則に定めのない事項)

第52条 この規則に定めのないもので必要がある場合は、本会会則を準用する。

附 則

(経過措置)

- 1 この規則による最初の役員の任期は第12条第1項の規定にかかわらず、平成25年の定時総会の終結の日までとする。

(施行)

この規則は、あらかじめ本会会長の承認を受け、第一回目の本支部総会において決議があった後、平成23年5月27日より施行する。

(改正)

平成24年4月20日改正

附 則 (平成26年4月19日改正)

この規則は、平成26年4月19日から施行する。

附 則 (平成29年4月22日改正)

この規則は、平成29年4月22日から施行する。

別表1

種別	金額	説明
支部運営費	2,000円	会員一人月額

別表2

役職名	報酬額	摘要
(1) 支部長	15万円	
(2) 副支部長	7万円	但し総務・会計担当は7万円
(3) 理事	5万円	但し総務・会計担当は7万円
(4) 監事	1万円	

福岡県行政書士会くるめ支部 役員選任規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、福岡県行政書士会くるめ支部（以下「本支部」という。）規則第11条第3項の規定により、役員を選任方法を定めることを目的とする。

第2章 支部長選挙

第1節 選挙管理委員会

(委員会の職務)

第2条 選挙管理委員会は、支部長選挙に係る事務の一切を行う。

(委員会の組織)

第3条 選挙管理委員会は、5名の委員をもって構成し、委員の互選により1名の委員長を置く。

(委員の選任)

第4条 選挙管理委員は、役員非改選年度の定時総会において、支部長が個人会員の中から指名し、総会がこれを承認して選任する。

(委員の資格)

第5条 選挙管理委員は、その任期中、役員を兼ねることができない。

(委員の任期)

第6条 選挙管理委員の任期は、就任後第2回目の定時総会終結の日までとする。

2 選挙管理委員に欠員が生じたときは、支部長が指名し理事会の承認を受け補充することができる。その任期は、前任者の残任期間とする。

第2節 選挙権者等

(選挙人名簿)

第7条 選挙管理委員会は、毎年1月1日現在の個人会員を登載した選挙人名簿を作成しなければならない。

2 前項の名簿登載者が、選挙期日までに退会したときは、直ちにその者を名簿から抹消しなければならない。

3 会員は名簿を閲覧することができる。

(選挙権及び被選挙権)

第8条 前条の名簿登載者は、支部長の選挙権及び被選挙権を有する。ただし、選挙管理委員及び会費を完納していない者は、立候補することができない。

第3節 選挙期日及び告示

(選挙期日)

第9条 支部長選任のための選挙は、総会の7日前までに行う。

(選挙の告示)

第10条 選挙管理委員会は、選挙期日の30日前までに、支部長選挙の告示をしなければならない。

2 告示は、次の事項を定めた書面を各会員に発送する方法により行う。

(1) 選挙期日、及びその場所に関する事項

(2) 立候補の届け出に関する事項

(3) その他必要な事項

3 前項第2号の届出期間は、告示の日から7日間とする。

第4節 候補者

(候補者)

第11条 候補者になろうとする者は、個人会員7人以上の推薦を受けた者とする。

(立候補の届出)

第12条 候補者になろうとする者は、選挙告示で定められた期間内に、選挙管理委員会の定める推薦状を添えて、書面にて選挙管理委員会に届け出なければならない。

(候補者の辞退)

第13条 候補者が立候補を辞退するときは、立候補届出期間の終了後2日以内に、書面にて選挙管理委員会に届け出なければならない。

(立候補及び辞退の公示)

第14条 選挙管理委員会は、前2条の期間中、立候補及び辞退に関する最新の情報を、

ホームページ又はその他の方法により、会員に対して公示しなければならない。

(無投票当選)

第15条 第12条及び第13条により候補者が1名の場合は、投票を行わず無投票当選とする。

(候補者なき場合の報告)

第16条 第12条及び第13条により候補者がいない場合は、選挙管理委員会は支部長にその旨を報告しなければならない。

(選挙運動)

第17条 選挙運動は、立候補の届出日から選挙期日の前日までとする。

2 選挙運動は、公明正大を旨とし、買収、虚偽の宣伝、他の候補者に対する誹謗等を行ってはならない。

第5節 投票及び開票

(投票用紙等の交付)

第18条 選挙管理委員会は、選挙権を有する会員に対し、選挙期日の7日前に投票用紙、投票用封筒及び選挙公報を発送する。

2 選挙公報には、候補者の氏名、生年月日、入会年月日、行政書士としての略歴及び推薦者名、及び候補者の所信等を掲載する。その他必要な事項は選挙管理委員会で定める。

(投票の方法)

第19条 投票は、1人1票とし、かつ単記無記名投票とする。

2 投票は、郵送の方法により行い、局留にて管理する。

3 投票の締切は、選挙期日の17時とする。

(開票)

第20条 選挙管理委員会は、投票締切後、直ちに開票作業を行う。開票には、各候補者の推薦人が1名ずつ立ち会うことができる。

(無効投票)

第21条 次の投票は無効とする。

- (1) 投票締切後に到達したもの。
- (2) 正規の用紙及び封筒を用いていないもの。
- (3) 選挙管理委員会において候補者の氏名を確認できなかったもの。
- (4) 2人以上の候補者の氏名を記載したもの。
- (5) 候補者の氏名以外の事項を記載したもの。

第6節 当選者の確定

(当選者の確定)

第22条 有効投票中の最高得票者を当選者と決する。得票数の同じ者が2人以上あるときは、抽選によって当選者を決する。

2 当選者は、総会において支部長に選任されたものとみなす。

3 選挙管理委員会は、当選者に対し当選証書を交付しなければならない。

(当選者の報告)

第23条 選挙管理委員会は、総会において当選者の報告をしなければならない。

第3章 支部長選考

第1節 支部長選考委員会

(委員会の設置)

第24条 支部長は、第16条に定める報告を受けたときは、直ちに支部長選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し、支部長選考にかかる事務を委嘱しなければならない。

(委員会の組織)

第25条 選考委員会は、5名の委員をもって構成し、委員の互選により1名の委員長を置く。

(委員の選任)

第26条 選考委員の選任は次の方法による。

(1) 選考委員のうち1名は、支部長が個人会員の中から指名し、理事会がこれを承認して選任する。

(2) 選考委員のうち4名は、前号により選任された委員が指名して選任する。

2 前項第2号による選任が完了した場合、選任を行った委員は直ちにこれを支部長に報告しなければならない。

(委員の資格)

第27条 選考委員は、その任期中、役員を兼ねることができない。

(委員の任期)

第28条 選考委員の任期は、就任後、選考結果承認の総会終結の日までとする。

第2節 選考

(支部長選考)

第29条 選考委員会は、設置後、選挙人名簿を選挙管理委員会から引き継ぎ、名簿登載者の中から支部長を選考しなければならない。ただし、選考委員及び会費を完納していない者を、選考の対象とすることはできない。

2 選考委員会は、総会の14日前までに、選考結果を支部長及び当該対象者に通知しなければならない。

(総会の承認)

第30条 選考委員会は、総会において選考結果の承認を受けなければならない。総会が選考結果を承認した場合、選考委員会は当該総会の終結の日をもって解散する。

第4章 支部長以外の役員指名

(役員の名指及び承認)

第31条 新たに支部長に選任された者は、他の役員を指名し、総会において承認を受けなければならない。

第5章 補則

(任期途中の支部長退任)

第32条 支部長が任期途中において退任した場合、選挙管理委員会は、補充のための選挙を告示することができる。

2 前項により支部長の選挙又は選考が行われたときは、第31条の規定は適用しない。選挙が行われたときは、第23条の規定にかかわらず、総会を開催せずに各会員への通知をもって当選者の報告をすることができる。

附 則

- 1 この規則は、本支部規則の一部であり、改廃には総会の承認を要する。
- 2 この規則は、平成26年4月19日から施行する。

福岡県行政書士会くるめ支部 総会運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、福岡県行政書士会くるめ支部（以下「本支部」という。）規則第27条に基づき、本支部総会の円滑かつ能率的な運営を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則は、本支部が開催する総会に適用する。

第2章 開会及び閉会

(開会の宣言)

第3条 支部長は、総会が有効に成立したことを確認したときは、議場において、副支部長又は理事に開会を宣言させなければならない。

2 開会の宣言にあたっては、次の事項を明らかにしなければならない。

(1) 構成員数及び定足数並びに出席者数

(2) 委任状提出者の数

(閉会の宣言)

第4条 支部長は、議長が議事の終了を宣言した後、議場において、副支部長又は理事に閉会を宣言させなければならない。

第3章 議長

(議長の選任)

第5条 支部長は、すべての議案の審議に先立ち、議場の承認を得て議長を選任しなければならない。

(議長の職務)

第6条 総会の議長は、次の職務を行う。

- (1) 議事録署名人を指名すること。
- (2) 議事の開始並びに議事終了の宣言をすること。
- (3) 議案を宣言すること。
- (4) 議場の秩序を保持し、議事を整理し、総会の運営に当たること。
- (5) 出席者に対し、発言を禁じ又は退場を命ずること。

第4章 議案

(議案)

第7条 議案とは、総会に付するため、あらかじめ文書で提出された案件をいう。

- 2 議案を提出できる者は、支部長とする。
- 3 総会当日の動議は、これを認めない。

(一事不再議)

第8条 総会で否決された議案については、当該総会において再び提出することができない。

第5章 議事

(議事の開始)

第9条 すべての議案の審議及び採決に先立ち、議長は議事の開始を宣言する。

(議案の審議)

第10条 議案は、議長が総会に付す旨を宣言し、支部長がその説明を行い、しかる後に質疑及び討論に入る。

(採決)

第11条 議長は、審議が熟したと認めるとき、又は表決するに至ったと認めるときは、質疑及び討論を終了する旨を宣し、表決の宣告をする。

- 2 前項の表決は、議題についての異議の有無を議場に諮り、異議がないと認めるときは可決の旨を宣告する。又異議ある旨の発言があるときは、挙手又は起立により採決を行う。
- 3 前項後段の方法により採決を行う場合は、議長は、支部長に対し、委任状を受任者に渡すよう命じなければならない。また、無記名委任状は、提出者数を明示したうえで、棄権票として取扱う旨を議場に宣しなければならない。

4 議長は、挙手又は起立により採決した場合は、その表決数を明らかにしたうえで可否を議場に宣告しなければならない。

(議事の終了)

第12条 すべての議案の審議及び採決が終了したときは、議長は議事の終了を宣言する。

第6章 発言

(発言者)

第13条 発言者は、総会の構成員とする。ただし、議長が指名する者は発言することができる。

(発言の方法)

第14条 発言しようとする者は、挙手のうえ、議長から発言の許可を得て発言しなければならない。

(発言の範囲)

第15条 発言は、その趣旨を明確にしたうえで、簡潔に行わなければならない。

2 議題外にわたり又は、構成員相互に応答する発言はしてはならない。

(発言の禁止)

第16条 第11条に定める表決の宣告があった後は、何人も議題について発言することはできない。ただし、議長が特に諮った場合はこの限りでない。

第7章 規律

(品位保持)

第17条 出席者は、総会に臨み、品位を保持する義務を負う。

(議場内行為の禁止)

第18条 議場内においては、何人も会議の妨げとなる言動をなし、若しくはみだりに自席を離れてはならない。

2 何人も議長の許可なく演壇に登ることはできない。

3 議長が制止するときは、何人もその指示に従わなければならない。

(発言の禁止及び退場)

第19条 出席者が、議場の秩序を乱し、議事の進行を妨げ若しくは議長の指示に従わないときは、議長は、発言を禁じ又は退場を命ずることができる。

第8章 議事録

(議事録署名人の選任)

第20条 議長は、議事の開始を宣言する前に、出席者の中から議事録署名人2名を指名し、議場の承認を得なければならない。

(記載事項)

第21条 議事録には、次の事項を明らかにしなければならない。

- (1) 開会並びに閉会に関する事項
- (2) 総会の日時、場所
- (3) 構成員数及び出席者数
- (4) 委任状提出者の数
- (5) 議長及び議事録署名人の氏名
- (6) 議案の要旨及び質疑、討論の概要並びに表決の状況
- (7) その他、議長が記録を要すると認める事項

(保管)

第22条 議事録は、支部長が管理し支部事務局において保管する。

附 則

- 1 この規則は、本支部規則の一部であり、改廃には総会の承認を要する。
- 2 この規則は、平成26年4月19日から施行する。

福岡県行政書士会くるめ支部 代議員選任規則

(目的)

第1条 この規則は福岡県行政書士会（以下「本会」という。）会則第26条及び本会くるめ支部（以下「本支部」という。）規則第21条第6号に基づき、本支部が本会総会代議員（以下「代議員」という。）を選任する方法を定めることを目的とする。

(代議員資格)

第2条 代議員資格は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 本会の役員でないこと。
- (2) 本支部の個人会員であること。
- (3) 本支部規則第9条第2項に定める権利停止中の者でないこと。

(選任の申出)

第3条 代議員として選任を希望する者は、事前にその旨を支部長に申し出なければならない。

(選任の手続)

第4条 支部長は、代議員として適性を有する者を、理事会の承認を得て予め選定し、総会に提案のうえ承認を得なければならない。

(補充選任)

第5条 任期途中において代議員が欠けた場合は、支部長は、速やかに理事会の承認を得て代議員を補充選任しなければならない。この場合、総会の承認は不要とする。

(配慮義務)

第6条 代議員の選任にあたっては、本会の円滑な運営に寄与できる者を選任すべく配慮しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、本支部規則の一部であり、改廃には総会の承認を要する。
- 2 この規則は、平成26年4月19日から施行する。

II. 諸 規 程

福岡県行政書士会くるめ支部 表彰規程

第1条 この規程は、福岡県行政書士会くるめ支部（以下「支部」という）規則第45条に基づき支部が行う表彰に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 表彰状
- (2) 感謝状

第3条 表彰状は、次に掲げる事項について顕著な功労があると認められる会員または役員に対して授与する。

- (1) 会員で他の規範となる善行があったもの。
- (2) 役員で支部のために功労があったもの。
- (3) その他、特に表彰するに値すると認められる者。

第4条 感謝状は、支部の発展と運営に寄与され功労があると認められる会員以外の者または、団体に贈呈する。

第5条 被表彰者の決定は、支部長が理事会にはかり、これを行う。

第6条 表彰には、理事会の承認を得て副賞（次表）を付与することができる。

種別	金額	内訳
表彰状	10,000円以内	賞状、副賞
感謝状	10,000円以内	賞状、副賞

第7条 表彰は、定時総会にて行う。

第8条 被表彰者が死亡した場合には生前にさかのぼってこれを表彰する。

附 則

この規程は、平成24年4月20日より施行する。

附 則（平成26年4月19日改正）

この規程は、平成26年4月19日より施行する。

福岡県行政書士会くるめ支部 慶弔規程

第1条 この規程は、福岡県行政書士会くるめ支部（以下「支部」という）規則第46条に基づき支部が行う慶弔の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 支部は、次に掲げる慶弔を行う。

- (1) 古希祝
- (2) 結婚祝
- (3) 死亡弔慰
- (4) 疾病弔慰
- (5) 災害見舞

第3条 古希祝は、毎年4月1日現在満70歳の年齢に達し、支部会員として5年以上在籍した会員に別表に定める額を贈呈する。

第4条 結婚祝は、在籍年数を問わず別表に定める額を贈呈する。

第5条 死亡弔慰は、支部会員、配偶者又は、会員の父母が死亡したとき、別表に定める弔慰金を贈る。ただし、支部に連絡があったものに限る。

第6条 疾病見舞は、支部会員で、事故、疾病等により、入院1ヶ月以上にわたるとき別表に定める見舞金を贈る。

第7条 災害見舞は、支部会員で、非常災害により損害を受けたときは、理事会にはかり、災害見舞金を贈る。

第8条 この規程に定めない慶弔については、その都度、理事会で決定しこれを行う。

附 則

この規程は平成24年4月20日から施行する。

附 則（平成26年4月19日改正）

この規程は、平成26年4月19日より施行する。

別表 第3条、第4条、第5条、第6条、第7条

種別	金額
古希祝	10,000円
結婚祝	10,000円
死亡弔慰	
(1) 会員	30,000円
(2) 配偶者	10,000円
(3) 会員の父母	10,000円
疾病見舞	10,000円
災害見舞	理事会で決定した額